

**自転車安全利用五則**

**自転車も  
のれば車のなかまいり**

大人もヘルメットを  
忘れずに！

1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

**自転車マナーアップ強化月間**

2024年  
**5.1~31.** 水 金 自転車に乗る前に、自転車の点検整備をしましよう！

※各種保険等の特約で加入できる場合もあります

首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

**令和6年 九都県市一齊  
自転車マナーアップ強化月間  
横浜市実施要綱**

**目的**

自転車の交通事故を防ぐための運動を実施するに際し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の意識を図ります。

**期間**

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）の1か月間



**スローガン**  
自転車も のれば車のなかまいり  
ヘルメット かかるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター  
まるるくん

**重点**

- 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 自転車点検整備の実施と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車交通事故件数と発死件数◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,703	40	8,009	1,760	3	1,681
前 年	7,482	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年 比	211	2	426	28	-1	8
構 成 率				22.8%	7.5%	18.6%
神奈川県内	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前 年	21,088	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年 比	772	2	1,262	38	1	-3
構 成 率				24.9%	10.4%	20.2%



自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

全ての自転車利用者には、ヘルメット着用義務が義務づけられています。横浜市条例第13条の11

この規制の中、交通事故で亡くなられた方の約9割が自転車の運転者であります。頭部を保護するヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減します。お守りください。

横浜市 交通安全対策協議会

**各機関・団体の主な取組**

**共通事項**

- 「重点」に基づき、それぞれの機関に応じた自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体との連携等に、この運動についての取り組みを行います。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけるための特集に努めます。
- 自転車の交通安全強化担当者等を始め、乗用車用ヘルメット着用の認知啓発を推進します。

**横浜市・区**

- 既存の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全部局協議会による自転車交通事故多発地帯の指定）、また自転車とクリスマスの組合せを啓発する「ちいやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 各種メディアを活用して、運動の実績などを広報発信を推進します。
- 「横浜市自転車の安全・認証制度の基礎に関する条例」の実効活動を推進します。

**警察署**

- 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取扱りを強化します。
- 関係機関・団体と連携し、自転車の運行方法に関する周知を推進します。
- 警察・体制・運営会議の交通安全委員会等を積極的に推進します。
- 関係機関へ交通事故が発生した際等を積極的に提供し、地域等の実情に即した事故防止活動を推進します。
- 交通事故情報などを活用して、この運動の取り組みと交通安全の啓発を推進します。

**交通安全監査会**

- キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を取り組むほか、財政や職場等での自立的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を促します。
- はまっ子交通安全ヘルプデスクによる会場への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のマナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

**教育関係**

- 交通安全教育の推進を図るとともに、校外授業の実施を図ります。
- 関係機関・団体と連携して、事務や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導を図ります。

**道路管理者・運送事業者**

- 交通安全巡回の実施等を実施するとともに、巡回バトルなどを強化します。
- 巡回情報板、旗状標、車内立牌などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

**地域**

- 自転車の危険な運転を見付いたら、はっきりと「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 日焼けラブリーフや前例等の会場整理を実行しましょう。
- 万人の事故に備え、必ず自転車用ヘルメットを装着等に加入しましょう。
- 自転車に乗るときは、乗用車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市警交通安全課  
TEL 045(671)2323